

保安管理業務訓練受講規約

2024年11月27日 制定

(総則)

第1条 保安管理業務訓練 受講規約（以下「当規約」という。）は、一般財団法人 中部電気保安協会（以下「協会」という。）が、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（以下「告示」という。）第一条第一項第五号に規定する講習（以下「保安管理業務訓練」という。）を、主任技術者制度の解釈及び運用（以下「解釈及び運用」という。）の定めに従い、保安管理業務訓練の受講を希望する者に対して実施するにあたっての諸条件等を定めるものです。

(受講者の募集)

第2条 協会は、経済産業省産業保安・安全グループ電力安全課（以下「電力安全課」という。）の確認を予め受けた上で、保安管理業務訓練の日程、科目及び開催場所に加え、当規約、受講申込書、注意事項及びその他事項を協会のウェブサイトに掲載します。

2 募集の対象は、以下の者で、将来、電気事業法施行規則第五十二条第二項の承認を受けようとしている者としします。

(1) 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者。

(2) 第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、告示第一条第一項第四号に規定する講習（以下「保安管理業務講習」という。）を修了している者。（以下「保安管理業務講習修了者」という。）

(受講申込み)

第3条 受講希望者は、当規約に同意の上、所定の様式による受講申込書に必要事項を記載し、協会のウェブサイトに掲載する窓口に、期限までに申込みを行うものとしします。

2 協会は、受講申込者について、その所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取扱います。但し、定員を超過した場合は、実務経験年月数の長い受講希望者を優先して受付けることがあります。

3 第一種電気主任技術者の交付を受けている者は、電気主任技術者免状の写しを、第二種又は第三種の電気主任技術者免状の交付を受けている者は、電気主任技術者免状の写しと保安管理業務講習修了証の写しを添付することとしします。

4 告示に定める実務経験の短縮を目的としたお申込みを優先して取扱います。

(受講料)

第4条 協会は、次に定める受講料を申し受けます。受講料の入金を確認できた場合、協会は受講のお申込みを確定し、受講希望者に受講票を送付します。

受講料 394,000 円（税抜き）

2 支払期日及び方法

協会は、受講希望者から前条の定めによるお申込みを受け付けた後、受講料請求書を発行し、受講希望者に対して送付します。受講希望者は、ホームページに記載した支払期日までに、送付する受講料請求書に記載した口座に受講料を振込送金の方法により支払うものとします。振込手数料は受講希望者の負担とします。

3 支払期日までに、受講料の入金が確認できなかった場合は、お申込みが無かったものとして取扱います。

(本人確認)

第5条 受講に際しては、受講日ごと、保安全管理業務訓練の開始前に、受講票及び氏名、住所、生年月日等の記載がある顔写真付きの公的な身分証明書を提示いただくことで本人確認を行います。その際、身分証明書の写しを頂戴する場合があります。なお、本人確認の身分証明書の例は次の通りです。

(1) マイナンバーカード

(2) 運転免許証

(3) 第一種電気工事士免状 など

2 身分証明書をお忘れの場合は、本人確認時に顔写真を撮影し、保安全管理業務訓練最終日より7日以内に、身分証明書の写しを送付いただきます。本人確認ができた場合に保安全管理業務訓練修了証を発行します。

3 受講票は、第3条に基づき申込みを行った受講者本人のみに帰属するものであり、受講者は、受講票及び当規約に基づく地位を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

(講師の選定)

第6条 協会は、主任技術者制度の解釈及び運用の定めに従って、講師を任命します。その証として、講師は協会の発行する保安業務従事者証を携帯します。

(講習の内容及び時間)

第7条 講習は下表の左欄に示す項目について右欄に示す時間以上行います。

項目	時間数（時間）
竣工検査	15
月次点検	5
年次点検	35
事故応動	10
太陽電池発電設備の点検	5
座学	5

2 講習の項目ごと終了時に理解度の確認を行います。

(受講にあたっての注意事項)

第8条 保安管理業務訓練を「修了」するためには、保安管理業務訓練を受講（講義終了後の試験に合格することを要しない）する必要があります。

- 2 10分以上の遅刻、早退又は中座があった場合、欠席として、未受講の扱いとします。
- 3 保安管理業務訓練で使用する教材（テキスト、レジュメその他保安管理業務訓練にあたって配布された一切の資料）について、著作権その他知的財産権は電気保安協会全国連絡会若しくは協会に帰属します。受講者本人の保安管理業務訓練の目的外での使用又は複製は禁止します。
- 4 協会施設内における録音、録画は固く禁じます。
- 5 協会施設の使用に際しては、保安管理業務訓練に関係のない場所への立ち入り、資料の取得等は固く禁じます。指示に従わない場合は、協会施設内から退去をお願いすることがあります。
- 6 協会施設内では協会職員の指示に従った行動をお願いします。
- 7 保安管理業務訓練に起因する受講者の損害について、協会はその責任を負いません。

(保安管理業務訓練の中止・キャンセル)

第9条 感染症の蔓延や災害等により保安管理業務訓練の開催が著しく困難と当協会が判断した場合には、講習を中止することあります。その場合、受講日の振替ができない場合は受講料を返金いたします。なお、講習の一部日程が中止となった場合は、後日振替講習を行います。

- 2 受講者都合によるキャンセルは、講習開始日3日前の17時までに連絡があった場合、事務手数料3,000円に消費税を加算した額を差し引いた金額を返金します。講習開始日3日前の17時以降のキャンセルは返金いたしません。

(1) 3 受講者が疾病等のやむを得ない事情により講習の一部を欠席した場合は、次回講習開催時に限り、欠席日のカリキュラムを受講することができます。なお、次回の訓練開催まで、6か月を超えるときは振替訓練を行う。

(受講修了証の発行)

第10条 保安管理業務訓練を全て又は一部修了した者に、別に定める「保安管理業務訓練修了証」を発行します。また、修了証発行後の紛失等による再発行は受講後3年以内とし、再発行には、再発行手数料として修了証1通について3,000円に消費税を加算した額を申し受けます。

(受講記録の保管)

第11条 協会は、保安管理業務訓練後5年間、保安管理業務訓練に係る記録を保管します。

(受講結果の報告)

第12条 協会は、解釈及び運用の定めに従い、電力安全課へ、受講者の氏名、生年月日、住所、

電気主任技術者の免状の種類と番号、保安管理業務訓練修了証の番号、受講者の区分、講習実施機関、修了日を報告するものとし、受講者はこれに同意します。

(個人情報取扱い)

第 13 条 協会は、保安管理業務訓練に係る個人情報を、保安管理業務訓練および電力安全課への報告以外の用途には使用しません。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 受講希望者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、および反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有しないことを表明・確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 受講希望者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為を行わないことを表明・確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 受講希望者は、将来にわたり前 2 項に該当しないことを表明・確約する。

4 受講希望者は、自己が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を協会に報告し、協会の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

(当規約の変更)

第 15 条 当規約は、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更されることがあります。この場合、変更後の当規約は、変更前より受講を申し込んでいる受講者に対しても適用されるものとし、受講者に適用される条件等は、次項に基づきお知らせする変更の日から、変更後の当規約によるものとします。

2 当規約を変更しようとする場合、協会は、電磁的方法（受講者に電子メールを送信する方法又は協会のウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）その他協会が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容を受講者にお知らせします。

（協議）

第 16 条 当規約に定めのない事項に関して生じた疑義については、協会と受講者とで誠意をもって協議のうえ、決定するものとします。

（準拠法及び管轄）

第 17 条 当規約は日本法に準拠し、これに従って解釈されます。当規約に起因又は関連して生じる一切の紛争については名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

当規約は2024年11月27日より適用します。